

平成 29 年 2 月 13 日

各位

リーディング証券株式会社
代表取締役社長 崔 榮仁

第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会において、別添「有価証券届出書」記載のとおり、第三者割当により発行される株式の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

<本件に関するお問合せ先>
リーディング証券株式会社
経営企画部
電話 (03) 4570-2119 (代表)

【表紙】

| | |
|----------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年2月13日 |
| 【会社名】 | リーディング証券株式会社 |
| 【英訳名】 | Leading Securities Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 崔 榮仁 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区新川一丁目8番8号 |
| 【電話番号】 | 03-4570-2119(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営企画部 部長 勝間田 英樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区新川一丁目8番8号 |
| 【電話番号】 | 03-4570-2119(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営企画部 部長 勝間田 英樹 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 200,001,600円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | リーディング証券株式会社 龍ヶ崎支店 (茨城県龍ヶ崎市字寺後3585番地の4) |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 1,754,400株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。 |

- (注) 1. 平成29年2月13日(月)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 本有価証券届出書に係る新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、株式会社ランキャピタルマネジメント(以下「ランキャピタル社」といいます。)が平成29年2月13日に公表した当社普通株式を対象とする公開買付け(公開買付け期間：平成29年2月14日(火曜日)から平成29年3月13日(月曜日)まで、買付価格：114円、買付予定数の下限：3,491,593株。以下「本公開買付け」といい、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本件取引」といいます。)と並行して行われるものであり、本第三者割当増資は、本公開買付けの成立を条件としております。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | — | — | — |
| その他の者に対する割当 | 1,754,400 | 200,001,600 | 100,000,800 |
| 一般募集 | — | — | — |
| 計(総発行株式) | 1,754,400 | 200,001,600 | 100,000,800 |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
3. 募集の目的及び理由
今回の資金調達は、前年度に起きた顧客の信用取引による多額の決済損に対する不足金(立替金)830百万円の発生により毀損した当社財務基盤の強化と収益力の強化を図り、収支改善を図るために執り行うものであります。詳細につきましては、「第3 【第三者割当の場合の特記事項】 6 【大規模な第三者割当の必要性】 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 200,001,600 | 3,000,000 | 197,001,600 |

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書の作成費用200千円、登録免許税等の必要費1,400千円、弁護士費用等1,400千円です。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額197,001,600円については、当社収支改善のため、全額運転資金(①債券売買益拡大のためプライベートバンキング業務及びリテール営業の外国債券販売に係る債券の仕入・保有資金の拡充資金として100百万円、②株式委託手数料増収のため、顧客の信用取引証拠金取引の自己融資資金として97百万円)に充当する予定です。

さらに、本第三者割当増資の実施により純資産額が2億円増加することで純財産額も同じく増加し、最低純財産額(5億円)を上回る水準となり、元引受業務を安定的に継続することが可能となることから、プライマリー業務においても活発に業務推進を図って行く予定です。

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|--|---------|----------|
| 債券売買益拡大のためプライベートバンキング業務及びリテール営業の外国債券販売に係る債券の仕入・保有資金の拡充 | 100 | 平成29年3月～ |
| 株式委託手数料増収のため、顧客の信用取引証拠金取引の自己融資資金 | 97 | 平成29年3月～ |

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

| | | | |
|-----------------|--------------------------------|---|-------------|
| a 割当予定先の概要 | 名称 | 株式会社ランキャピタルマネジメント | |
| | 本店の所在地 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル21階 | |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 時 慧 | |
| | 資本金 | 10万円 | |
| | 事業の内容 | ランキャピタル社は、日本の企業に対し中長期的観点からの経営支援型企業投資を行うことを目的とし、中国国内の機関投資家 TO-WIN 本集團有限公司(英語名To-Win Capital Group(以下「TWCG」といいます。なお、TWCGは東アジア及びロシア一円で金融・証券投資を主な業務とし、業務は保険、証券、プライベートエクイティ等の分野をカバーしております。))の支配株主(温曉東氏)が全額出資して設立したTo-Win Investment Limitedによる全額の出資を受けて平成27年8月28日に日本において設立され、TWCGからコミットメントラインによる融資等による資金提供を受けて日本国内企業・事業に係る有価証券又は不動産等の資産に対する投資を目的とする会社であり、事業内容は以下のとおりです。 1. 有価証券の取得、投資、保有及び運用 2. 不動産の取得、所有、処分及び賃貸 3. 不動産売買、仲介、賃貸、管理及びその他不動産に関するコンサルタント業務 4. ホテル・レストランの経営 5. 前各号に付帯関連する一切の業務 | |
| 主たる出資者及びその出資比率 | To-Win Investment Limited 100% | | |
| b 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 | |

c 割当予定先の選定理由

当社は、上述のとおり、前期(平成28年3月期)に起きた顧客の信用取引による多額の決済損に対する立替金処理により、財務基盤が著しく損なわれ、前期末の純資産は、529百万円となり、自己資本規制比率は、証券会社の健全性の目安とされる200%を大きく割り込み150.4%まで低下しました。

また、平成27年11月30日を検査基準日とした証券取引等監視委員会検査の結果、平成28年6月14日付にて業務改善命令を受け、監督官庁等から経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢の整備並びに財務基盤の強化を要請されておりますが、財務基盤の強化については、具体的な支援先が見つからないこともあり、依然として業務改善命令の状態が継続しております。そのため、金融機関等との取引に支障が生じ、営業面での機会損失が発生している状況です。

財務基盤の安定化を図るために、当社は、まずは自助努力によって利益の積み上げに努めましたが、Brexit(英国のEU離脱問題)が起きた昨年7月以降、市況低迷の影響を受け月次収支が悪化し、本年度中間期決算では、37百万円の赤字となりました。この事態を受け、自助努力に並行して増資による財務基盤の改善を行うことを検討し、株主割当増資や第三者割当増資などを検討いたしました但し具体化には至りませんでした。

このため、平成28年9月末の中間決算時点において、当社の純資産は487百万円まで低下し、金融商品取引責任準備金を加えた純財産額は509百万円となり、元引受業務を行うための金融商品取引法上の最低純財産額である500百万円に近い水準まで低下いたしました。

上記のような環境下において当社は、財務基盤を改善するための支援者を継続的に探していたところ、平成28年8月にランキャピタル社の日本における投資戦略アドバイザーである株式会社レナトゥスパートナーズ(東京都千代田区丸の内二丁目2番2号代表取締役大矢寛興氏(以下「レナトゥスパートナーズ社」という。))と当社社員谷垣俊一郎氏が旧知の仲であったことから、レナトゥスパートナーズ社を通じて当社筆頭株主であるリーディングアジアホールディングスリミテッド(以下「リーディングアジア社」といいます。)がランキャピタル社と接触し、リーディングアジア社がランキャピタル社を当社へ紹介するに至り、当社への出資等も視野に入れた交渉を開始することとなりました。

交渉の過程において、お客様の安定的な資産形成を持続的にサポートするために必要となる経営資源が現状の当社に不足している一方で、ランキャピタル社には、海外の事業や資産を投資対象とした商品などを当社へ提供できる体制や資金が存在していることが判明しました。また、中小証券会社として今後も事業を継続していく当社にとって、株式や投資信託の売買手数料を主にする現在のフロー型の事業から、預かり資産残高に即したストック型ビジネスへと転換していくことが求められていることを含め、今後の当社の事業展開に関する認識をランキャピタル社と共有するに至りました。そのうえで、当社の財務基盤を改善するだけの資金力がランキャピタル社及びTWCGに存在し、当社の発行する新株式を引き受けると同時にリーディングアジア社が保有する当社株式を譲り受ける意思を有していることが明らかとなりました。そして、これらの交渉に並行して実施されたデューデリジェンス等を経て、当社は、ランキャピタル社との間で、平成29年2月13日付で「資本業務提携契約」を締結し、また、本有価証券届出書の効力発生日以降には「株式総数引受契約」を締結する予定であります。

本第三者割当増資の実施により、ランキャピタル社は、当社の発行済株式総数5,992,827株の29.27%(総議決権数59,907個の29.29%)を保有することとなります。また、本第三者割当増資に先立って実施される本公開買付けが成立し、本件取引がすべて実行された場合のランキャピタル社の当社株式保有比率は、発行済株式総数の87.54%(総議決権数の87.57%)以上(本公開買付けにおいては買付けの上限を設定していないことから、本件取引成立後の当社株式保有割合の下限であります。)であり、同社が当社の筆頭株主兼支配株主となって、当社の経営権を取得し、当社の安定株主兼戦略的パートナーとして当社の企業価値及び株主価値の向上を企図するものであります。なお、当社の筆頭株主であるリーディングアジア社は、保有する当社株式のすべてを本公開買付けに応募することについて、ランキャピタル社と合意しているとのことです。

ランキャピタル社は、日本の企業に対し中長期的観点からの経営支援型企業投資を行うことを目的とし、中国国内の機関投資家TWCGの支配株主(温曉東氏)が全額出資して設立したTo-Win Investment Limitedの100%子会社として平成27年8月28日に日本に設立された会社であり、主に投資事業を展開しているとのことです。同社は、中長期的のスパンで投資を行い、敵対的買収は行わず、投資先法人の経営者と一丸となって企業価値を向上させることにフォーカスし、また、投資先法人の海外進出、事業基盤の拡大も全面的サポートしているとのことです。同社は、これまでに、名古屋証券取引所セントレックス市場に上場している株式会社エスポア(証券コード3260)のほか国内非上場会社教社の主要株主になっているとのことです。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,754,400株

e 株券等の保有方針

当社及びランキャピタル社は、平成29年2月13日付で「資本業務提携契約」を締結し、同社が当社の筆頭株主兼支配株主となり、当社の安定株主兼戦略的パートナーとして当社株式を長期保有する方針であることを確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

ランキャピタル社は、本第三者割当増資及び本公開買付けに要する資金をTWCGからの融資により調達することです。このため、当社は、ランキャピタル社から直近の財務諸表を入手し純資産、現預金等の規模を確認すると同時に、本第三者割当増資及び本公開買付けに要する額を超える金額の融資をTWCGから受ける旨の融資証明書及び融資を行うTWCGの預金証明を確認しております。以上から本第三者割当の払込みの確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

本第三者割当増資の割当予定先であるランキャピタル社及びTWCGの概要は、次のとおりです。

ランキャピタル社によれば、TWCGでは向こう5年間で総額1,000億円程度を日本事業に投資する計画があり、その中核をランキャピタル社が担う予定であるとのこと。これが実現すれば、日中間のクロスボーダーのM&A、IPO等の投資銀行ビジネスにおけるシナジー、また、リテール及びプライベートバンキングビジネス、中国株及び中国優良企業の発行する債券投資ビジネスにおけるシナジー、並びに中国企業・富裕層からの対日投資ビジネスの取組み強化に繋げて行くことが期待できるため、同社を引受先とした第三者割当を行うことは、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると考えられます。

なお、当社は、ランキャピタル社との間で平成28年8月25日付「秘密保持契約を締結」する際、当社担当部署（経営企画部）及び関連部署（監査部）が、インターネット検索及び日経テレコンでの照会を行い、ランキャピタル社が反社会的勢力に該当しないことの確認を行った上で同契約を締結し、さらに同契約8条で同社及び役員についての反社会的勢力非該当性が表明保証されております。

また、ランキャピタル社及び代表取締役時慧氏、To-Win Investment Limitedの100%株主である温曉東氏並びにランキャピタル社へ貸し付けを行うTWCGの法人及び役員に関して、帝国データバンク及び中華人民共和国大成法律事務所を通じて調査を行いました。反社会的勢力との関係を確認することはできませんでした。

以上から、現時点において、ランキャピタル社、同社の親会社であるTo-Win Investment Limitedの100%株主である温曉東氏及び本第三者割当増資に要する資金を提供するTWCGが、いずれも反社会的勢力と関係性を有しない企業であると判断しております。

h 特定引受人に関する事項

本公開買付けが成立し、ランキャピタル社が本第三者割当増資により当社株式を取得する場合には、本件取引により、ランキャピタル社は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。以下は、同項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

| | |
|---|--|
| (a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所 | 株式会社ランキャピタルマネジメント 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル21階 |
| (b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数 | 17,544個 |
| (c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数 | 17,544個 なお、本公開買付けによりランキャピタル社が当社株式3,491,593株(応募合意株主が所有する株式数)を取得することとなる場合には、合計52,459個 |
| (d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数 | 59,907個 |
| (e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由 | 後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (1)大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断の内容 及び (2)大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断」をご参照ください。 |
| (f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見 | 取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。 |
| (g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の意見 | 後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (3)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」をご参照ください。 |

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、前事業年度末の1株当たり純資産額である126円35銭及び昨年9月末現在の1株当たり純資産額である116円46銭を参考として、専門家(大澤・山崎公認会計士事務所)による株価算定の結果、1株当たり株式価値が104円67銭～127円97銭(中央値116円34銭)と算定されました。

この算定株価をもとに、割当予定先であるランキャピタル社との協議を踏まえ、平成29年2月13日開催の当社取締役会において発行価格を1株114円と決定いたしました。この発行価格については、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係者には該当しない第三者である唐澤貴夫氏(弁護士)、前川晶氏(弁護士)及び大澤直也氏(公認会計士)の3名で構成する第三者委員会(以下「本件第三者委員会」といいます。)(ただし、大澤直也氏については、株価算定を行った当事者であることから、株価の相当性に関する第三者委員会としての意見表明の決定からは外れております。)から、発行価格が特に有利な金額での発行には該当しないという当社の判断には相当性があるとの意見を入手しております。また、次の「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的と判断した根拠」に記載のとおり、当社監査役会は、発行価格が有利発行規制に係る適法性を有しているとの意見を決議し、取締役会へ報告しております。以上を踏まえ、当社は、1株114円という株価が有利発行には該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的と判断した根拠

本第三者割当増資による発行新株式数は1,754,400株であり、同株式に係る議決権の数は17,544個であるため、平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数4,238,427株に対する比率は41.39%、平成28年9月30日現在の総議決権数42,363個の41.41%に相当し、本第三者割当増資が大規模な第三者割当増資に該当する株式の希薄化を伴うものとなります。

しかしながら、後記「6 [大規模な第三者割当の必要性] (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断の内容 及び (2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断」に記載のとおり、①金融商品取引法(以下「法」といいます。)(による財務基盤安定の要請、②自己資本規制比率維持等の観点からの必要性及び③営業面での収益増加の観点からの必要性を検討した結果、平成29年2月13日当社取締役会において、本第三者割当増資による資金調達には必要性が認められるものと判断しております。

当該判断に関しては、本件第三者委員会から、①本第三者割当増資には、必要性及び相当性が認められ、②本第三者割当増資は、総合的に考慮した結果、少数株主にとって特段の不利益にはならないと考える、との結論を記載した意見書を取得しております。

また、当社監査役会(監査役3名、内社外監査役2名)は、平成29年2月13日に、同日開催の取締役会に先立って監査役会を開催し、本第三者割当増資の内容、有利発行該当性、割当先選定プロセスの妥当性及び開示の適法性について審議を行いました。その結果、本第三者割当増資に必要性及び相当性があり、有利発行規制に係る適法性を有しているとの意見を監査役3名全員の賛成により決議し、次いで、監査役黄相辰氏が取締役会に出席し、本第三者割当増資の発行決議に際し、同意見を取締役会に対して表明いたしております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行される新株式は1,754,400株であり、同株式に係る議決権数17,544個であるため、平成28年9月30日現在の総議決権数42,363個の41.41%(小数第二位未満四捨五入)に相当します。つまり、既存株主の株式について、議決権数ベースで41.41%の希薄化が生じることになり、企業内容等の開示に関する内閣府令が定める大規模な第三者割当増資に相当するものと見込まれます。

また、本第三者割当増資に先立って実施される本公開買付けが成立した場合、買付予定数の下限で成立した場合においても、ランキャピタル社の持株比率は、発行済株式総数ベースで87.54%、議決権数ベースで87.57%となり、当社の筆頭株主兼支配株主がリーディングアジア社からランキャピタル社へ異動することが見込まれます。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 | 割当後の所 有株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|--|---|--------------|--------------------------------|-----------------------|--|
| リーディングアジア ホールディングスリミ テッド (常任代理人 リーディ ング証券株式会社) | Level 54, Hopewll Centre, 183 Queen's Road East, Hong Kong (東京都中央区新川1丁目8-8 アクロス新川ビル5階) | 3,491,593 | 82.42% | 3,491,593 (0%) | 58.28% (0%) |
| 株式会社ランキャピタ ルマネジメント | 東京都千代田区丸の内1丁目6番 2号 丸の内センタービル21階 | 0 | 0.00% | 1,754,400 (87.54%) | 29.29% (87.57%) |
| 広沢商事株式会社 | 茨城県筑西市大塚595番地8 | 100,000 | 2.36% | 100,000 | 1.67% |
| 日本電子計算株式会社 | 東京都江東区東陽2丁目4番24号 | 70,200 | 1.66% | 70,200 | 1.17% |
| 鯨井 登美子 | 茨城県下妻市 | 52,780 | 1.24% | 52,780 | 0.88% |
| 株式会社ソルクシーズ | 東京都港区芝5丁目33-7 | 25,000 | 0.59% | 25,000 | 0.42% |
| 株式会社本郷会計 | 東京都文京区本郷2丁目26番14号 宍塚坂センタービル3階 | 21,000 | 0.50% | 21,000 | 0.35% |
| コアレックス道栄株式 会社 | 北海道虻田郡倶知安町比羅夫283 | 20,000 | 0.47% | 20,000 | 0.33% |
| コアレックス三栄株式 会社 | 静岡県富士宮市安居山775-1 | 20,000 | 0.47% | 20,000 | 0.33% |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目5- 1 | 20,000 | 0.47% | 20,000 | 0.33% |
| 有限会社サンタモニカ パートナーズ | 東京都千代田区大手町1丁目7- 2 東京サンケイビル27階 | 18,500 | 0.44% | 18,500 | 0.31% |
| 計 | — | 3,839,073 | 90.62% | 5,593,473 | 93.37% |

- (注) 1. 平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として、平成29年3月16日から平成29年3月30日までを払込期間として実施する第三者割当増資実施後の状況を記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当増資による移動を反映しております。
3. 本第三者割当増資に先立ち実施される本公開買付けが成立し、リーディングアジア社が保有する当社株式のすべてがランキャピタル社へ譲渡された場合における所有株式数及び所有議決権数の割合については、割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の下に括弧書きで記載しております。
4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第二位未満を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断の内容

① 法による財務基盤安定の要請

金融商品取引業者は、法第46条の6第2項に基づき自己資本規制比率を120%以上に維持することが求められております。同条1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第179条第1項及び第4項により、同比率が140%を下回ったときは同比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書を、また、同比率が120%を下回ったときは同比率を回復させるための具体的措置に関する計画書を添付して関東財務局長に届け出る必要が生じます。万一、これら定められた自己資本規制比率を維持できない場合、当社は、業務停止等を命じられる可能性もあります。

また、法第29条の4第1項第4号及び第5号ロにより、第一種金融商品取引業でいわゆる元引受けを行う者(幹事会社となる有価証券の元引受けを行う場合以外)の最低資本金額及び純財産額は5億円とされております(金融商品取引法施行令第15条の7第1項2号及び第15条の9第1項)。内閣総理大臣は、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の純財産額がこの金額に満たない場合には、当該金融商品取引業者の登録を取り消し、第30条第1項の認可を取り消し又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ(法52条第1項第3号)。

これらの法令が要請する財務基盤安定の必要性に加え、経営管理の観点から実質的に考慮しても、自己資本規制比率が相当程度低下している場合には、同比率を維持する必要性からリスクを恐れるあまり積極的に収益を追及することが困難となり、重要な収益機会を逸する可能性が高まります。その結果、当社の営業活動に支障を来し、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 自己資本規制比率維持等の観点からの必要性

上記のとおり、当社の現況は、前年度の赤字決算に伴い平成28年9月末の純資産額が487百万円となり、自己資本規制比率が150.7%まで低下しております。現状において120%を下回る具体的なおそれはないものの、今後の収支状況次第では同比率の140%割れ(法令に基づく届出義務の発生)のリスクが顕在化する可能性があるものと判断しております。また、同日現在の純財産額については、純資産額に金融商品取引責任準備金を加えた509百万円となっており、元引受けを行うために必要な5億円をかるうじて超える状況であり、財務基盤の強化は喫緊の重大な課題となっております。

上述のような状況を打破するため、自己資本規制比率の200%台までの回復及び純財産額の増加を目的として、本第三者割当増資によって資金を調達することは合理的な経営判断と考えられ、その必要性が認められるものと判断いたします。

③ 営業面での収益増加の観点からの必要性

当社では、上記の財務状況の厳しさに加え、平成27年11月30日を検査基準日とした証券取引等監視委員会検査の結果、平成28年6月14日付にて業務改善命令を受けたことから、金融機関、同業及び外資系証券会社等との取引に支障が生じ、営業面での機会損失が発生しております。

このような状況の下で投資家及び顧客からの信用性を回復するには、まず自己資本を充実させて証券会社(第一種金融商品取引業者)の健全性の目安とされる自己資本規制比率200%台を回復することが重要です。しかる後に、体質の強化とリスク許容量の拡大により、外債販売等にかかる商品の仕入・保有資金等として活用し、投資家ニーズに沿った商品提供を行い収益拡大に繋げて参ります。

さらに、純財産額5億円の維持により、元引受業務の継続が可能となることから、プライマリー業務においても活発に業務推進を図って行くことができるため、営業面での収益増加の観点からも本第三者割当増資には必要性が認められます。

④ 取締役会の判断

以上のとおり、当社取締役会においては、本第三者割当増資による資金調達には必要性が認められるものと判断しております。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断

① 本第三者割当増資による株式希釈化について

本第三者割当増資によって、平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数4,238,427株の41.39%(小数第二位未満四捨五入)に相当する新株式が1,754,400株発行され、割り当てられる株式に係る議決権数が総株主の議決権数の25%以上になります。したがって、本第三者割当増資は、企業内容等の開示に関する府令が定める大規模な第三者割当増資に相当します。

この株式希釈化を考慮してもなお、その目的と手段においてそれを上回る必要性・相当性が認められれば、本第三者割当増資は、結果として少数株主にとって特段の不利益になるとは判断されないと考えられますが、その点は、次の各事実を基に総合的に判断されるべきものであると思量しております。

② 希釈化の程度及び本第三者割当増資の必要性等

そもそも、前述のとおり本第三者割当増資においては、当社に資金調達の必要性が認められ、特に、前年度の赤字決算に伴い昨年9月末の純資産額が487百万円となり、自己資本規制比率は150.7%まで低下していることが挙げられます。今後の収支状況次第では、自己資本規制比率の140%割れ(法令に基づく届出義務の発生)のリスク及び純財産額基準を下回る可能性もあることからすれば、行政処分等の危険性を回避し、当社の企業価値を維持することの方が少数株主を含め株主全員の利益に資すると考えられます。

本第三者割当増資による資金調達額については、自己資本規制比率が200%を超え、純財産額が安定的に5億円を超過する水準である2億円であることから、いたずらに株式を多数発行し既存株主の権利を著しく棄損する金額ではなく、当社の企業価値を維持するという目的を優先することに必要性と合理性があり、1株当たりの株式価値の希薄化は、許容しうる合理的な水準にあるものと判断いたしております。

なお、本第三者割当増資が必要であるとの判断に至る過程において、他の資金調達方法との比較検討を行っております。まず、金融機関等からの借入れは、自己資本規制比率の200%超過への回復が目的であることから適当ではなく、劣後ローン又は劣後社債の発行なども自己資本規制比率の算入額に制限があることから適当ではないと判断いたしました。また、株主割当増資の方法については、過去に、平成24年7月24日(火)最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式1株につき1株の割合をもって平成24年8月30日(木)を割当日として、総発行株式数2,838,399株、発行価格140円、発行価額の総額397,375,860円の株主割当増資を実施いたしました。資金調達額が46,004,000円に留まりました。その理由が株主からの払込みの多くが実行されなかったことにより大量の失権株が発生したためであることを考慮すれば、株主割当増資は現状では資金調達手段として現実的ではないと判断されます。さらに、公募増資による資金調達はより困難であると考えざるをえません。

③ 発行価額の算定その他の発行プロセスについて

本第三者割当増資における発行価額については、「3 [発行条件に関する事項]」に記載のとおり経過により決定しておりますが、特に不合理な点はないものと判断しております。また、「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] f 払込みに要する資金等の状況 及び g 割当予定先の実態」に記載のとおり、割当先選定においても、払込みの確保や反社会的勢力該当性などの様々な点を確認し、慎重に決定しております。

④ 取締役会の判断

本第三者割当増資によって大幅な株式価値の希釈化(希薄化)が生じることは前述のとおりですが、上記に記載した各事実・事情を総合的に考慮すれば、株式希釈化を考慮してもなお、本第三者割当増資による当社企業価値の向上及び自己資本増強が、結果として当社既存株主全体の利益向上に繋がるものと考えております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資による資本調達、議決権ベースの希釈化率が25%以上となることから、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手することにいたしました。

そのため、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係者には該当しない第三者である唐澤貴夫氏(弁護士)、前川晶氏(弁護士)及び大澤直也氏(公認会計士)の3名で構成する第三者委員会を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の入手を行いました。

当社は、第三者委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、証券業界を取り巻く経営環境、本第三者割当増資に係る募集株式発行の目的、調達する資金の額及び発行条件の合理性に関する考え方、発行数量及び株式の希薄化の規模に関する合理性についての考え方、割当先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、今後の事業計画の合理性、発行条件のプロセスの公平性、当社の企業価値向上並びにその他必要と思われる事項に関して説明を行い、同委員会は慎重に審議・検討を行いました。

その結果、同委員会からは、本第三者割当増資の主な目的として掲げる自己資本規制比率の200%台までの回復及び純財産額の増加に照らし、①本第三者割当増資には、必要性及び相当性が認められ、②発行価格の決定に際して外部専門家へ株価算定を依頼し、当該株価算定結果を踏まえ、その評価範囲内であり、かつ、中心値に近い金額である1株114円という発行価格に決定したことを考慮すれば、本第三者割当増資が特に有利な発行に該当しないという当社の判断に相当性があること、また、ランキャピタル社が本第三者割当増資の目的に沿う割当先であること及び本第三者割当増資が大規模な株式の希薄化を伴うものである一方でその影響が許容しうる合理的な水準の範疇にあることなどを総合的に考慮した結果、少数株主にとって特段の不利益にはならないと考える、との結論を記載した意見書を取得しております。

以上の報告を受け、平成29年2月13日開催の取締役会において、本第三者割当増資について討議いたしました。その結果、株式価値の希薄化が生じるおそれがあるものの、本第三者割当増資の実施により調達する資金によって喫緊の課題である自己資本規制比率の改善が達成できること及び割当予定先であるランキャピタル社が当社の安定株主兼戦略的パートナーとなることで新たな収益源を構築し当社収益力の向上に資することが期待されることから、同取締役会において、本第三者割当増資を行うことを決議いたしました。

（監査役からの意見の聴取）

また、監査役3名（うち社外監査役2名）から、本第三者割当増資の目的、発行条件及び発行数量等について、以下の意見が示されています。

①結論

本第三者割当増資には、割当の必要性及び相当性があり、また、発行価格についても取締役会が外部専門家及び第三者委員会を設置し意見聴取を行ったうえで発行決議を行うなど、有利発行該当性は存在しないものと判断する。

②検討

・本第三者割当増資の必要性

本第三者割当増資においては、当社に資金調達必要性が認められ、特に、前年度の赤字決算に伴い昨年9月末の純資産額が487百万円となり、自己資本規制比率が150.7%まで低下しているという前提のもとに実施されるものである。今後の収支状況次第では、自己資本規制比率の140%割れ（法令に基づく届出義務の発生）のリスク及び純財産額基準を下回る可能性もある。

・本第三者割当増資の相当性

（他の資金調達手法との比較）

金融機関等からの借入れは、自己資本規制比率の200%超過への回復が目的であることから、適当ではないと考える。同様に、劣後ローン又は劣後社債の発行なども、自己資本規制比率の算入額に制限があり、適当ではない。株主割当増資の方法については、過去に、平成24年7月24日（火）最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式1株につき1株の割合をもって、平成24年8月30日（木）を割当日として、総発行株式数2,838,399株、発行価格140円、発行価額の総額397,375,860円の株主割当増資を実施したが、資金調達額が46,004,000円に留まった。これは、筆頭株主であるリーディングアジア社の増資払込手続の遅延が大きな原因ではあったものの、同社以外の他の株主からの払込の多くが実行されなかったことにより結果として大量の失権株が発生したためである。したがって、株主割当増資は、現状では資金調達手段として現実的ではなく、このように既存の株主からも資金調達が実現できなかったことからして、公募増資はなおさら困難であると考えられる。したがって、他の資金調達手段との比較においても、本第三者割当増資の手段としての相当性は認められると判断する。

（増資金額の妥当性（資金用途の合理性））

資金調達額については、自己資本規制比率が200%を超え、純財産額が安定的に5億円を超過する水準である2億円であることから、いたずらに株式を多数発行し既存株主の権利を著しく棄損することのないレベルである。また、資金用途については、営業収益を向上させるために使用することとしており、問題ないものと判断する。

（発行条件の相当性）

資金調達額については、自己資本規制比率が200%を超え、純財産額が安定的に5億円を超過する水準である2億円であることから、いたずらに株式を多数発行し既存株主の権利を著しく棄損することのないレベルである。取締役会は、発行価格の決定に際して外部専門家への株価算定を依頼の上、本第三者割当増資が大規模な第三者割当増資に該当することから第三者委員会を設置し意見を徴収するなど慎重な審議を行っている。また、第三者委員会が、当社及び割当先から独立した者で構成されていることが確認され、第三者意見についても、意見の形成過程及びその内容に著しく不合理な点は見られない。

（割当予定先の相当性）

割当先は、中華人民共和国に拠点を置く投資会社が日本国内に設置した子会社である。割当先の直接の親会社はサモア独立国籍の投資会社である。払込みに要する資金は親会社等からの融資により調達することであり、当該融資に係る融資証明書を取締役会で確認している。また、割当先は、当社株式を安定的に保有し、今後、日本国内における事業展開の中心として当社を位置づけるとのことである。以上から、割当先の属性に特段の問題はないものと判断する。なお、当社取締役会は、割当先及び割当先親会社等に対して専門調査会社による調査を実施していることから、割当先が反社会的勢力でないことと判断することに妥当性があるものと考えられる。

(既存株主への影響)

上記、本第三者割当増資の必要性に記載のとおり、当社が行政処分等の危険性を回避し、当社の企業価値を維持することの方が少数株主を含め株主全員の利益に資するという取締役会の判断は、妥当であると判断され、本第三者割当増資は、既存株主に対して特段の悪影響を与えるものではないと判断される。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第68期)及び半期報告書(第69期)(以下「本有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年2月13日)までの間において、生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年2月13日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第68期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年2月13日)までの間において、平成28年11月29日付で当社代表取締役の異動がありましたので、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、以下の内容の臨時報告書を提出しております。

(1) 異動にかかる代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

i) 新たに代表取締役社長になる者

| 氏名 (生年月日) | 新役職名 | 旧役職名 | 異動年月日 | 所有株式数 |
|-----------------------|---------|------|-------------|-------|
| 崔 榮仁 (昭和46年3月21日生) | 代表取締役社長 | — | 平成28年11月29日 | 0株 |

ii) 代表取締役でなくなる者(辞任による代表取締役の退任)

| 氏名 (生年月日) | 新役職名 | 旧役職名 | 異動年月日 | 所有株式数 |
|----------------------|------|---------|-------------|-------|
| 宋 炳哲 (昭和39年3月3日生) | — | 代表取締役社長 | 平成28年11月29日 | 0株 |

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要経歴

| 氏名 | 略歴 | |
|------|---|---|
| 崔 榮仁 | 平成9年1月 平成20年3月 平成28年1月 平成28年6月 | 株式会社ソロモン貯蓄銀行 企画チーム課長 アイエム投資証券株式会社 財務管理室理事待遇 コリアアセット投資証券株式会社 資金チーム理事 リーディング投資証券株式会社 経営支援本部長兼財務チーム長(現) |

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第68期) | 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日 関東財務局長へ提出 |
| 半期報告書 | 事業年度 (第69期) | 自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日 | 平成28年12月20日 関東財務局長へ提出 |

なお、上記書類は、法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月22日

リーディング証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 まほろば

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土屋 洋 泰 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 尾 仁 志 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーディング証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーディング証券株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において重要な当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は診療報酬債権等流動化債券及び病院不動産流動化債券の勧誘等に関し、平成28年6月14日付けで、関東財務局長より業務改善命令の行政処分を受けている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月22日

リーディング証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 まほろば

指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井尾 仁 志 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーディング証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーディング証券株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において重要な当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表及びその附属明細書には反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は診療報酬債権等流動化債券及び病院不動産流動化債券の勧誘等に関し、平成28年6月14日付けで、関東財務局長より業務改善命令の行政処分を受けている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月15日

リーディング証券株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土 屋 洋 泰 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 尾 仁 志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーディング証券株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、リーディング証券株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日を持って終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において重要な当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月15日

リーディング証券株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土 屋 洋 泰 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 尾 仁 志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーディング証券株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、リーディング証券株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日を持って終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において重要な当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出
会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。